

渋谷政策調整統括官による事務ブリーフ概要

日時: 令和元年9月25日16:15~16:58

場所: アメリカ、ニューヨーク

●渋谷政策調整統括官による説明

先ほど茂木大臣が概略をご説明した日米貿易協定および日米デジタル貿易協定について、補足的な説明、補足的なブリーフィングを始めさせていただきます。先ほど茂木大臣の会見の際にお渡ししました概要と共同声明に加えて、農林水産省、経済産業省、財務省それぞれが作成した資料3種類がお手元に配られているかと思います。関係省庁の担当も来ておりますので、もし各省の資料にご質問があれば、後ほどお話をさせていただきますが、私のほうから茂木大臣の説明を補足的に茂木大臣が使ったのと同じ概要資料でポイントだけをご説明させていただきたいと思います。

まず、日米貿易協定、“Trade Agreement between Japan and the United States”という形になると思いますが、それから日米デジタル貿易協定の2本の協定について最終合意をしたところがあります。

先ほど大臣会見のご質問の中で関税撤廃率のご質問がありました。茂木大臣の方からは、今精査中だという話でしたが、確かに現在精査中ですが、ご質問がございましたので、まだ貿易額ベースの数字しかないのですけど、まだ完全に精査はしておりませんが、関税撤廃率はアメリカ側が約92%、日本側が約84%ぐらいの数字ではないかなと。まだ確定ではありませんが、現時点ではそういう風に考えております。

この日米貿易協定ですけれども物品貿易に関する協定でありますので、TPPのように30章に渡るとかいう膨大なものではありません。本文が11条ぐらいだと思いますけれども、それに日本とアメリカのそれぞれの譲許表が附属書という形で付く。その附属書の中には品目毎に関税がどうなるかという話に加えてセーフガードとか関税割当といったもの、それから原産地規則、こうしたものが記されているという形です。発効期限もありまして、両国の国内手続きが完了した後30日あるいは別途合意する日で発効します。終了はどちらかが通告してから4ヶ月、パイでするのでどちらかがやめるといえばやめることになります。非常に短い協定でありまして、日本とアメリカという先進国かつ同盟国同士の協定でありますので、通常この手の経済連携協定には紛争処理の規定がありますが、紛争処理の規定はありません。

農林水産品から説明すると、先ほど大臣がご説明した通りです。全てTPPの範囲内でありまして、TPPを超えたというものはありません。コメは除外ですし、ここに書いてある通りであります。

2ページ、品目別にお話させていただきますが、コメはですね、いわゆるコメ粒本体だけではなく、調整品、おせんべいなどの調整品も含めて、日EUでも除外しましたが、除外の範囲は広がって、コメ関係のラインは全て除外ということになります。

それから牛肉ですけれども、アメリカとの関係で、TPPの時もそうでしたけれども、農産品で

は、ここはいつもかなり大きな論点になる部分であります。関税削減は TPP と同じ内容になりますけれども、一番議論になったのは、やはりセーフガードであります。

TPP のセーフガードは、ご存知のように TPP 国全体で、この下にグラフがありますけれども、2020年度であれば61万4千トン、2021年度では62万5千トン、これはアメリカも含めた TPP 国を全部足した輸入量がこれを超えたらセーフガードを発動する、このような位置付けになるわけですが、日米のバイの協定であるということです、アメリカに対する基準量を決めなければならないと。これはなかなか難しいところでして、参考になるのは TPP の発動基準ではあるのですが、いろいろ議論の末、アメリカの実績は2018年度が25万5千トン、2017年度が23万1千トンでして、これの平均が24万2千トンであります。

24万2千トンが2020年度、おそらく実際は2019年度に発効することになるのだと思いますが、2019年度はたぶんフルではないわけですので、何ヶ月か分という形になりまして、2020年度、24万2千トン。これは2018年度の実績25万5千トンを下回っております。今、アメリカの牛肉は非常に伸びが高いんですね。輸入量は非常に増えているわけでありまして。増えているにも関わらず、2018年度の数字の2年後の数字が2018年度よりも低い数量に抑えているということでありまして、国内の懸念にはここで答えたということでありまして。ただし、本来であれば、元々の TPP12のスキームのように TPP11の国とアメリカの輸入を足して、この TPP の60何万トンといったようなセーフガードの発動基準で、みんなにセーフガードを発動するというのが本来の姿であり、元々 TPP が目指していた姿だということに鑑みて、TPP11の方の調整が必要ですが、だいたい3年くらい調整にかかるだろうということで、3年経った2023年度が始まる前に TPP11の方は調整が終わっていけば、アメリカも元々の仕組みを適用するという方向で協議すると、サイドレターでそういう話をするという約束することになるわけでありまして。

3ページですけれども、豚肉、小麦、乳製品は、基本は、関税削減撤廃は TPP と同内容であります。

乳製品の中でチーズは、基本的には TPP と同じです。日・EU のようなソフトチーズまで開けたということにはなってない。TPP と同じです。ただし、シュレッドチーズの原料となるフレッシュチーズというラインがありまして、これは TPP ワイド33品目の一つですので、これは今回は譲許していません。

また、TPP ワイドの関税割当品目33品目は全て譲許してありませんが、脱脂粉乳、バターはアメリカの関心が非常に強いということで、今回一切譲許していないわけですから、色々議論の末、脱脂粉乳については、既存の WTO の枠内にタンパク質の含有量の率が高いものについての枠を5千トン設けるということですね。これは農林水産省の方でそのように対応することでありまして。ただし、これは既存の WTO 枠内でありまして、これで輸入量が増えるという要素にはならないと考えております。

いわゆる重要5品目のうちの一つである砂糖関係も、粗糖、精製糖、いわゆる砂糖本体、これは事実上除外、譲許しないということでありまして。それからチョコレート菓子なども TPP ワイド品目であつたりするので、除外扱い、譲許しないという対応です。

お酒は、いくつか清酒だとか焼酎であるとかラインがあるのですが、ワインだけ TPP と同じ対応です。その代わり、アメリカで日本のお酒を売ろうとすると、アメリカのボトルサイズに合わせて日本の瓶のサイズをわざわざ変えなければならないので、これをなんとかしてくださいということで TPP の時もサイドレターを結んだのですが、アメリカが離脱したということもあって、これを改めてちゃんと結果までコミットしてほしいという要求をして、別途サイドレターで。それ以外にも日本産の酒、酒類の地理的表示の保護でありますとか、米国市場における日本の焼酎の取扱い等についても、サイドレターで約束をしていく予定です。

それから、コメ印に書いてありますが、農産品についてアメリカと将来再協議をするという趣旨の規定が、日本側の譲許表に記載されることになります。TPP 協定にも農産品の再協議規定がありまして、国会でも何度も聞かれて、一般的な再協議規定、契約書の雛形のような規定なので、再協議をしても日本としては国益に反する合意はしませんと何度も国会で答弁させていただいたところであります。我々としてはこの再協議規定が日本にとってそんなに大きな問題になると考えていなくて、確か TPP12 の時はもちろん協定文には入っているので、協定文として公表したのですが、概要資料に書いていなくて、当時隠したと言われ、大変不本意な扱いを受けたものですから、今回はちゃんと概要資料にも記載をしたということです。

一方で、日本の農産品の輸出についてですが、米国向けの牛肉、今低関税枠と言いまして、ほぼ無税に近いのですが、現行の日本枠はわずか2百トンであります。TPP では、これを最初3千トンから6千トンという形で拡大をという約束でしたが、今回はもっと使い勝手のいい「その他の国」という枠がありまして、6万4千8百5トンであります。要は、日本枠をやめて、「その他」の枠を全部使えるように対応してくれる、これもサイドレターで約束をしていただく予定です。それから、向こう側の農産品、日本からの輸出に関心が高くて農水省からリクエストを出したもののについて撤廃・削減をすると約束をもらっているところです。

4ページですが、自動車と自動車部品であります。先ほど大臣の会見でご質問がありました。が、自動車・自動車部品はすぐには下がらないのかというご質問があったように記憶しておりますが、ざっくばらんに申し上げますと、自動車・自動車部品は、今のトランプ政権にとって、最も守りたい品目であります。むしろ関税を上げたいと言っているくらいでして、日本側の関係業界からの強い要望は、232条の追加関税の発動はないようにしてほしいということであります。232条の発動はない代わりに数量制限とか、そうしたものを求めるというのが、これまでのアメリカの他の国への対応で見取れるわけですが、それもアメリカとしてやらないと。つまり、日本の自動車業界として、アメリカに対して安定的に長期的な展望を持ってビジネスができるということで、最も業界からの要望が強かったのはこの2点でありますし、また、原産地規則が非常に厳しいものになると、これはこれでワークしないということになるわけです。今現在は日米間で協定がない状況で、優遇税率の適用がないから、従って原産地規則というものも存在しないわけですが、これも懸念を示されていたところです。

今回は米国の譲許表にはっきりと更なる交渉 “further negotiation” によって関税撤廃ということが明記されるわけですので、わが国としては、何年後に撤廃ということは書いていません

けれども、自動車と自動車部品について譲許表できちんと明記したということは、自動車と自動車部品についての米国の約束の形であると考えているところです。それと併せて大臣がお話した通り、本日の日米共同声明の中で232の追加関税の適用は本協定が誠実に履行されている限り取らないということの確認をしたわけですし、一昨日の茂木ライトハイザーの会談で、私も同席しておりましたが、数量制限や輸出自主規制等の措置を課すことはないと明確に確認を取っているところですので、これも関係業界の方に今後とも安心して安定的長期的な展望で今後ビジネスができるという環境は、十分確保したという風に考えているところです。

一方で、その他の工業品は大臣がご紹介した通りでありまして、産業機械、化学品、鉄鋼製品等の関税を中心に撤廃・削減をしたと。また、一方で TPP の時は、日本側の工業品、当然有税の工業品ですが、日本側も関税の100パーセント撤廃を約束したのが TPP の合意でした。革だとか履物だとか、日本にとってセンシティブな工業品もあったのですが、TPP ではれも撤廃を約束したわけですが、今回、日本側の有税工業品は譲許していないということです。

以上、ざっとご説明しましたが、農産品、工業品のバランスが非常に良く取れているということをお感じいただけるのではないかと思います。

アメリカ相手に貿易交渉をすると、日本の農産品は場合によっては、TPP 以上に押し切られるのではないかとかですね、いろんなご懸念があったように承知しているのですが、ここは日本としては、アメリカ側が工業品を譲許するものと十分バランスを取る形で日本側の対応をしたと、ポイントはそれに尽きるのではないかとこの風に思います。

もう一つの協定、日米デジタル貿易協定でありますけれど、先ほど大臣がざっとご説明した通りであります。条文は色々あるのですが、ポイントだけご説明すると、安倍総理が“data free flow with trust” ことをおっしゃったわけでありまして。この中で、“data free flow with trust” という部分をこのデジタル貿易協定の中できちんと確保するような規定を盛り込んでおります。特に重要なポイントとなる規定が4つありまして、そのうちの一つが5ページの下から2つ目、「いずれの締約国も公共政策の目的のための措置を除いて、情報の電子的手段による国境を越える移転を禁止・制限してはならない。」これが data の“free flow”であります。

5ページの一番下が、TPP にもありましたが、データローカライゼーションと言いまして、自分の国にサーバーを置かなければならない等の規制をしてはならないということでありまして。このデータローカライゼーションという規制をかけることの禁止であります。この2つがデータの“free flow”の象徴的な規定であります。

もう一つ、“with trust”の部分であります。この “with trust” というのはデータの保護という意味でありますけれど、これが6ページの例えば上から4つ目の○であります。ソフトウェアのソースコード、ソースコードというのはコンピュータのプログラムでありまして、ソースコードを見せるということは言っちゃいけない。これは TPP にもありました。それに加えて、これは TPP にはない規定ですが、アルゴリズム、アルゴリズムはプログラムの根っこにあるロジックの事でありまして、けれども、このアルゴリズムの開示要求もしてはいけないということでありまして。

それから、その2つ下、下から3つ目でありますけれども、いずれの締約国も暗号を使用する

製品の販売・輸入の条件として、暗号を教えろと、暗号の開示要求もしてはいけないということがあります。これは、TPP では、TBT というチャプターに若干規定がありましたけれども、ここまではっきり書いていないということですので、このソースコードの開示要求の禁止、アルゴリズムの開示要求の禁止、暗号の開示要求の禁止、これが”with trust”の象徴的な2つの規定であるという風に考えております。

日米、先進国同士であるわけですがけれども、日米両国でこうした内容をルールとして決めた意義は大きいとこれは、大臣がお話した通りです。

● 質疑応答

(記者)「除外」と「譲許せず」の違いについてですが、先ほど渋谷さんは譲許せずのところを実質除外だとおっしゃっていたかと思うのですが、改めて確認なのですが、「除外」というのは交渉分野から除外するという意味で、「譲許せず」というのは譲許しないということを確認したという意味でよろしいでしょうか。

(渋谷) 普通で言えば、「除外」という言葉でいいのですが、「除外」というのは関税撤廃とか削減の対象になっていないという意味で使っております。元々有税の品目をいじらないというのは明らかに除外なのですが、元々無税の品目というのもあるんですね、元々無税の品目は関税撤廃率に入れるわけです。除外にしまうと、関税撤廃率の分子から外れる。日本の場合、工業品なんかは無税というのが結構あるんで、そういうのは、除外という扱いにできないので、それで言葉遣いを気を付けています。コメは全て有税ラインなので、堂々と除外と言ったんですが、例えば今回林産品、水産品は全く手をつけていません。ただ、無税品目も入っているので、林産品は除外というに関税撤廃率の計算と合わなくなる、それで、譲許せずという言い方をしている。これは非常にテクニカルな理由です。

(記者) 除外というのは、完全撤廃率の分子には入っていないということですね。

(渋谷) 当然、撤廃しないわけですから、入っていません。

(記者) 共同声明の3項目目のところで、先ほど大臣が「その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため」のところで、関税のところの対象について今回の協定で明確にどれが対象になるかというのを示しているとおっしゃっていたのですが、どれが対象になるのですか。

(渋谷) 先ほど言いましたが、自動車・自動車部品については、“further negotiation”と、今後のしかも、“further negotiation” ですので、今後の引き続きの議論の中で具体的に何年撤廃というのを決めていくということ譲許表に盛り込んでおりますので、それはここに該当するというのが私どもの理解であります。

(記者) その他、該当する品目や分野はあるのでしょうか。

(渋谷) とりあえずは、あまり思いつかないですね。

(記者) 自動車・自動車部品。

(渋谷)はい。

(記者)今の関連ですが、4ヶ月以内に協議を終えるということなんですが、その対象あるいは分野について、今の想定としてあるもの、自動車とあと部品とおっしゃいましたが、他のサービスやルールの分野にまで及ぶのかというところが1点と、あと、共同声明のpara 4のところで、「他の関税関連問題の早期解決に努める」これは、具体的に何を指すのか、また、アメリカの関税撤廃率について貿易額ベースで約92%とおっしゃっていて、これはおそらく自動車も撤廃するということを想定して含んでいると思うのですが、現状としてそれが今現在撤廃されていない状況の中で、その WTO 協定との整合性についてどういう風に考えているのか教えてください。

(渋谷)最初の1点目ですけれど、去年の共同声明でも、まず最初に物品貿易、それからほぼ同じくらい早期に成果が上がるものについて交渉開始、これは協定についての交渉を開始すると明確に言ったわけです。そして、その後でその議論が終わった後で投資とかサービスを含めた議論をすると、これは “agreement” という言葉は一切書いていなくて、実際協定にするかしないかも含めてそれはその時の議論だということの説明を去年の9月に降ずっとしてきたわけでありまして、今回の3パラはそれとほぼ同じでありまして、交渉を何らかの形で開始をするんですけど、“negotiation” の前に “consultation” すると、これは準備的な consultation でして、まさにどういう negotiation をするか、何を対象に negotiation するのか、それが agreement になるのかどうかも含めてまずは consultation するということが書かれているわけでありまして。一応4ヶ月以内という目安が書いてありますけれど、大臣が何度もかなり声を強めて “intend to” ということでありますが、これは目安、目標ということでありまして。今後、日米でよくそこは議論していくということでありまして、まだ現時点でお互いに何をという話し合いは一切ないわけですので、これは予断ができないということだと思います。3番目ですけれど、自動車も含めてというのはその通りですけれども、TPP でも乗用車は25年後、トラックは30年後というのも当然撤廃率に含めて説明をしていたわけですし、他の協定でも長いステージングというのはあり、これまでそれらを撤廃率に加えてきたわけで、今回もいずれ何年目というのは議論するわけですから、そこは問題ないかと考えております。2番目の質問について、他の関税関連問題の早期解決に努めるというのは、去年の9月の声明にも書いてありまして、その時の説明は鉄鋼アルミの追加関税の問題を解決したいという風にご説明したと思いますが、同じ表現であるということはそういう風にご理解いただいてよろしいんじゃないかと思います。

(記者)232の扱いについてのところなんですけれども、両協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない旨を日米首脳共同声明で確認したとあるんですが、精神に反する行動をとった場合、協定の破棄をするということまで両国間で確認しているのでしょうか。

(渋谷)TPP 協定がまとまった時も、あまりひどいことを今後の再協議等と言われたら脱退する

ということを約束したのかと色々聞かれまして、その時に安倍総理とか甘利大臣の答弁は、せっかく協定がまとまったばかりなのに、いきなり破棄とかそんな話をするんですかという反応だったかと思います。私も同じ気持ちです。

(記者)そこまでの確認はしていないということで・・・。

(渋谷)そのような確認をする協定をあまり見たことがないですね。

(記者)セーフガードの発動基準のところなんです、TPP11が修正されていればというのは、アメリカが復帰するのも念頭に置いたということなののでしょうか、これはどういう意味なのか。

(渋谷)いくつかパターンが考えられますけれど、例えば、TPP11協定を修正して、アメリカの輸入も含めた輸入量という風に修正することも考えられると思います。

(記者)アメリカがTPP11に何らかの修正をしたり、修正しないバージョンであっても、戻ってきたってということも一応含まれた概念・・・。

(渋谷)アメリカがTPP11に戻れば、日米協定は要らないような気がします。

(記者)そうすればTPP全体の中に含まれると。

(渋谷)それはそうですね。

(記者)232に関してですが、基本的には去年の秋の共同声明の表現を踏襲した形になっていて、それを両首脳である種の口頭の約束で確認したという状態は基本的に同じではないかなと思うのですが、自動車だと5年10年先を見据えて投資判断をすると思うのですが、去年の秋時点と比べて発動するかもしれないという不安定性は和らいだということなののでしょうか。

(渋谷)去年の時点では、まだ日米間に貿易に関する協定が全く存在しない状態で交渉しようと、その交渉が続いている間はということです。今回は協定がまとまったわけです。これが早期発効を目指しているところですけども、貿易協定が発効している段階と何も協定がない状態とは明らかに違うと思います。貿易協定の中で少なくとも自動車・自動車部品については将来“further negotiation”の末に撤廃するということが盛り込まれている協定が動いている間に232を打つということは、私どもとしてはそれは考えられないことだと思っておりますし、そういう意味では、少なくとも去年に比べて不安定性が増したということはないと、そういう理解です。

(記者)意味を確認したいのですが、「譲許せず」というのは、現行の関税を維持するということですか。

(渋谷)そうです。

(記者)譲許表というのがあるのですけれども、関税率を書いた一覧ということでよろしいでしょうか。

(渋谷)日米にそれぞれ附属書というのがついていて、その附属書の中に譲許表と言って表の形で品目ごとにこの品目はどうする、JPE-2とかJPE-3とかと書いていい、JPE-2とはこういうことですか、B-6とは6年目撤廃のことですか、そういう注釈がいっぱいつ

くと、かつ、関税割当はこういう風にしますとか、セーフガードはこうしますとかそういうのを全部まとめて附属書に書いてあって、我々はそれを幅広く譲許表という形で呼んでいます。

(記者)農産品の再協議規定なのですが、これは TPP にもあるということなのですが、どちらかの国が要望すれば、農産品について再協議をするという内容ということでしょうか。

(渋谷)日本の譲許表に書いてあるということは、アメリカがさらに優遇的な取り扱いを求めて協議を求めるという希望が述べられているという理解です。

(記者)TPP にアメリカが参加した場合、牛肉の関税とかですね、他の TPP の参加国と同じ税率に揃えるということが今回決められているんですけれども、これは、例えばイギリスとか他の国が入っても同じ扱いになるということですか。

(渋谷)そうです。それが原則です。

(記者)確認なのですが、セーフガードについてですが、TPP11が修正されていた場合はありますが、もし修正できなかった場合はどうなるのでしょうか。

(渋谷)この青い棒が続くということです。

(記者)青い棒が続いて、TPP11のセーフガード基準と並存していく。

(渋谷)並存していきます。因みに申し上げますけれど、TPP の棒と青い棒を足して増えたかのような記事を書くのは是非やめていただきたいのですけれど……。これ、何度もいいますけれども、アメリカのシェアというのが、一番アメリカからの輸入量が伸びている2018年も、40%くらいです。TPP の元々のセーフガードの基準量に40%を掛けていただくと、その範囲内に収まっているわけです。結局、元々TPP が想定していた発動基準量の中で、アメリカがいたであろう分、それよりさらに少ない数字でアメリカに対するセーフガードを設定しているので、日米とTPP を足して超えないようにという大変強い要請があることを十分踏まえて交渉した結果だということを是非ご理解をいただければと思います。

(記者)この米国と協議と書いてあるのは、共同声明の3パラの関税の部分に特に入ってくるような話ではない？また、別の話？

(渋谷)別の話です。

(記者)アメリカ向けの輸出についてですが、コメは特にいじってないということですね。

(渋谷)いじってないですね。

(記者)確認なんですけど、今まで物品貿易について、すべての品目に関してパッケージで合意するというお話をされてきたと思います。その上で自動車の協議が継続することに関して整合性についてお考えを伺えますか。

(渋谷)整合性というのはどういう意味ですか。

(記者)すべて関税の撤廃率が定まった段階でパッケージで合意するというご説明だと思うんですけれど。

(渋谷)そういう説明は一回もしたことがないと思います。それは、30年後に撤廃するものとか即時撤廃するものとか色々あるわけです。今回は自動車については将来の更なる交渉で

ということで約束したわけです。TPP の時もトラック30年、30年後で全然撤廃が取れないじゃないかというようなご批判をされたわけですが、それもパッケージということです。要するに非常に長いステージングをとってやることと、即時撤廃するものとか、全くいじらないものとかっていうものを全部パッケージにしているわけです。だからアメリカの自動車・自動車部品についても、我々は関税撤廃という言葉をちゃんと書かせた上で、その上で時期については更なる交渉で決めましょうという、それが一つのパッケージの中。で、逆にいうと日本の農産品は、TPP よりも実際に譲許している品目というのも相当減っているはずであって、そういう中でのバランスということだと思います。

(記者) 今後、自動車の撤廃する年について交渉する際に農産品というカードがない中で厳しい交渉になることが想定されるという声もあると思うのですが、その点はいかがでしょう。

(渋谷) 農産品というカードがないということはないと思いますけど。TPP での農産品の関税撤廃率は品目数で82%、今回はおそらく40%いかないと思います。

(記者) 数量規制の方は、文書での確認は、今回はしなかったということでもいいのかということが一点と、バス・トラックは自動車・自動車部品の中に入っているという理解でよろしいのでしょうか。

(渋谷) バス・トラックは自動車・自動車部品の中の一部ですね。数量規制については、実はこれまでもディスカッションの中で議論はされていて、我々はかなり初期の段階からライトハイザー代表がこういうことはしないという前提で、我々は232の追加関税を打たないという去年の9月の共同声明があってそれで交渉を開始したと、今年の4月に正式に交渉を開始するに当たっても、ライトハイザー代表の方から、何度も確認を取ってきたことです。それはやはり交渉をする上での我々にとっての大前提という意味であります。5月の16日だったと思いますけれども、トランプ大統領が大統領の proclamation を232について出すときに、ライトハイザー代表ご自身に日本に対してこういう数量規制等を求めないということは、その時も確認をしております、そういう意味で何度も確認をしてきたことを改めて9月23日に確認をしたということです。

(記者) 共同声明の4のところで早期解決に努めるとあるのは、鉄鋼・アルミの追加関税のことを指している…。

(渋谷) 先ほどお答えした通りです。

(記者) ただ、一部の鉄鋼製品は関税が撤廃になったり2年目で撤廃になったりするものもあるということですね。

(渋谷) そうです。

(記者) その他の工業品のところで、2年目とか即時とかあるんですけれども、この2年目というのは、協定が発効してから2年目ということだと思うのですが、アメリカに対しての撤廃時期というのは TPP に合わせるわけで、19年度に発効すればいいのですが、例えば、20年度になったら、TPP3年目を適用すると思うんです。その場合は、日本の2年目っていうのも、即時撤廃ということになるのでしょうか。

(渋谷) 日米は新しい協定なので、例えば牛肉なんかは、何年の税率がこうだということが書いてあって、結果として TPP 国と同じ税率になるようなそういう書き方になっています。したがって、アメリカの税率は日米が発効して即時なのか、2年目なのか、そういう形です。実際、TPP より前倒しになっている品目もあるわけなので、そこはそれぞれ交渉の結果、そうなっているということです。

(記者) 撤廃率の関係なのですから、先ほど全体の数字を教えてくださいましたが、農産品に限った数字でいうと、どれほどの撤廃率かわかりますか。

(渋谷) 先ほど言った通り、TPP では農産品撤廃率は82%と当時発表しました。ちょっとラインが変わっていきなりするんですけれども、まだ精査中なんですけれども、おそらく40%を切ると思います。

(記者) およそ40%ということでしょうか。

(渋谷) いや、もっと下ですね。

(記者) 日本からの輸出で醤油とか日本酒とか、主だったものの状況を教えてくださいませんか。

(農水省水野国際部長) 主だったものでいきますと、輸出について醤油は現在3%の税率がありますが、段階的に5年目で撤廃します。そのほか、輸出額で大きなものとして、菓子類がありますが、菓子類について税率の幅がかなり広い中で、段階的に2から10年で撤廃するものですとか、3年から5年で50%削減、ラインによって違いますけれども、そういったものがあります。長芋の冷蔵について、段階的に3年目に50%削減するなどが主なものでございます。

(以上)